

委員会提出議案第1号

伊達市議会委員会条例の一部を改正する条例
令和6年3月15日提出

議会運営委員長 大 光 力

伊達市議会委員会条例の一部を改正する条例
伊達市議会委員会条例（昭和50年条例第29号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項第1号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウ中「及びイ」を「からウまで」に
改め、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 市民部の所管に属する事項

附 則

（施行期日）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。